

## 東京都検査機関登録事業者連絡会規則

制定：平成 15 年 4 月 24 日

改正：平成 24 年 4 月 20 日

1. 総 則 この会は、一般社団法人C I W検査業協会の機構の一部とする。
2. 名 称 東京都検査機関登録事業者連絡会と称する。
3. 目 的 略称は「東検連」とする。
4. 事 業
  - (1) 検査業務に関する調査及び研究
  - (2) 東京都の建築指導行政、その他の行政との連絡及び協議
  - (3) 公正な競争を図るための規約・倫理とその遵守
  - (4) 契約の適正化運動
  - (5) 広報活動
  - (6) その他目的達成に必要な事業
5. 会 員 会員は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第 12 条第 3 項に基づいて登録された検査機関とする。
6. 役 員
  - (1) 本連絡会に次の役員を置く。

議長	1 名
委員	10 名以下
  - (2) 一般社団法人C I W検査業協会の代表理事（会長）は、オブザーバとして参加する
  - (3) 役員は、総会において選任し、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
7. 会 議
  - (1) 総会は、毎年 1 回、原則として 4 月に開催する。  
必要があれば、委員会の議を経て臨時総会を開催する。
  - (2) 委員会は、議長が招集する。
8. 会議等の定足数
  - (1) 総会の成立は、会員の 2 分の 1 以上とする。  
委任状は出席とみなす。
  - (2) 委員会の成立は、委員の 2 分の 1 以上とする。  
委任状は出席とみなす。
9. 決 議 本連絡会の決議は、他に定めのある場合を除き多数決による。
10. 年 度 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
11. 会 費 会費は、年間 12,000 円とする。年度途中の入会は、月割り計算とする。
12. 事 務 局 一般社団法人C I W検査業協会の事務局とする。
13. そ の 他 この規則に定めのない事項は、一般社団法人C I W検査業協会定款に準拠する他、運営上必要な細則等は、委員会の議を経て定める。

(1) この規則は、平成 15 年 4 月 24 日に開催の東京都検査機関登録事業者連絡会設立総会で、会費の項に追加加筆して承認されたものである。

(2) この規則は、平成 24 年 4 月 20 日に開催の東京都検査機関登録事業者連絡会総会において、会議の定足数の項（2）の改正が承認されたものである。